



「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度について(概要)

— Brush up Program for professional —

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。



有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の**正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験)

②双方向若しくは多方向に行われる討論

(課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

(インターンシップ、留学や現地調査等)

④企業等と連携した授業

(企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備**(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進**を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、**社会人の学び直しを推進**

○今後のスケジュール（予定）

- ・ 7月31日 告示公布・施行
- ・ 7月31日～10月9日 大学等への公募
※8月20日 公募説明会開催
- ・ 10月～11月頃 審査
- ・ 12月頃 職業実践力育成プログラムの認定
- ・ 平成28年4月 認定を受けた職業実践力育成プログラムの開始

○ 厚生労働省教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)との連携

本制度は、受講する社会人の経済的負担を軽減するため、厚労省の教育訓練給付（専門実践教育訓練）と連携する予定であり、現在厚生労働省の審議会において検討中です。

文部科学省ホームページ（職業実践力育成プログラム認定制度）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm

「日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－」

(平成27年6月30日 閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

ii) 未来を支える人材力の強化

⑪大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ（経営、会計、IT、マーケティングなど）に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み（「職業実践力育成プログラム」認定制度）を構築する。

⑬職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

(略) 今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。